刑弁でGO/ 第4回

トピック

多摩支部での被疑者国選の現状と応援

刑事弁護委員会副委員長 木下 信行 (40期)



多摩支部では 応援を求めています

平成21年5月21日,被疑者国選の対象事件が, 大幅に拡大されます。事件数は,10倍に増えます。

多摩支部では、拡大される被疑者国選弁護の弁護 人を確保することが、困難な状況です。本会からの 応援が是非とも必要です。

多摩支部でも、支部会員への協力依頼等を繰り返 し実施し、人員確保に努めてきました。しかし、そ れにも限界があります。その理由は、絶対的な人数 不足です。

多摩の人口は意外と多く, 弁護士は意外と少ない

八王子支部管内には、東京の総人口約1200万人の 3分の1にあたる約400万人の人口があります。その 人口に対応する数の刑事事件が発生します。

その一方,東京三会の弁護士1万2128人(平成20年版日弁連会員名簿による)ですが,多摩支部会員は868人(平成20年版多摩支部会員名簿による)しかいません。割合にして約7%に過ぎません。このうち,多摩支部に事務所を置く支部登録会員は273人で,約2%となります。

現状は、わずか2~7%の人数で、多摩の弁護士は、東京の総人口の3分の1に対応する公的刑事弁護対応を担当してきました。多摩登録の弁護士は、本会よりも遙かに多い回数の被疑者国選、当番弁護士の待機日割り当てを受け、制度を支えてきたのです。

多摩の窮状をご理解下さい

被疑者国選の事件数の拡大に当たり, 今までの人 数で対応することは、非常に困難な実情にあります。 多摩地区では、拡大以降、平均すると1日6件程度の被疑者国選弁護人の選任が想定されています。 安定的な運営には、より多くの待機人数が望ましいのですが、人数的限界から1日7人待機としました。

待機回数は、弁護士の負担を考慮して、1人年間7回程度までとしました(本会の2倍相当になります。)。

それでも、平成21年5月から12月で、多摩支部では800枠の待機人員不足となります。不足分は、同じ単位会である本会の協力を得るしか方法がありません。

裁判員事件は配点されない

多摩では、裁判員裁判が想定される事件については、被疑者段階から、裁判員用の名簿で対応することとしています。一般の被疑者国選に登録した場合には、裁判員事件は配点されません。それ以外の事件となります。

また,特別案件名簿もあり,特別案件も,一般登録者には配点されません。(多摩支部では,裁判員用名簿,特別案件名簿の登載も,随時,募集しています。)

多摩の被疑者国選(一般)への 登録依頼

本会の皆さんは、年間3回から4回程度の割り当てになると算定されています。これに加えて、「あと1回」「もう2回」の被疑者国選の割り当てを受けて下さい。そして追加分は、多摩の事件の配点を受けて下さい。1回を受けてくれる方が800人(1万2000人の中の800人です。)、2回ならば400人の有志が必要です。是非、刑弁委員会にお申し出下さい。

刑事弁護体験談

初めての少年事件

会員 **岡本 健**志 (59期)

接見~家裁送致まで

所長弁護士の少年当番の出動に同行し、深夜の住 宅街路上で、女性に抱きついたとして、強制わいせつ 容疑で逮捕された少年と接見した。

少年は, 自分は何も知らない。現場近くを歩いてい ただけだと犯人性を争っている。

少年は、被害女性の目撃供述の犯人の特徴と、少年の 風貌が酷似していたため現行犯逮捕されたようである。

接見した所長弁護士と私には少年が嘘をついているようには到底思えなかった。

次の日から,所長弁護士と私(さらに後日,もう1人 弁護士が加わり合計3人)が入れ替わりでほぼ毎日 接見した。

少年は、勾留された上に接見禁止も付されており、 両親以外接見出来ない状況であった。学校、家族、 恋人、友人、アルバイト等の日常から突然隔離された 少年は、一刻も早い釈放を望んでいた。

少年は、警察・検察から取調の度に「早く自白しろ。自白すればすぐに帰れるぞ」と言われ、接見の度に「ホントはやってないけど、早く出たいから嘘を言った方がいいんでしょうか」と悩み続けていた。

私は、捜査記録が閲覧できない状況の中、不用意に 自白することは避けるべきと考えた。また、自白して もすぐには出られないこと、嘘の自白をしてしまうと 後で取り返しがつかなくなることを接見の度に毎回 説明した。

一方で、勾留・接見禁止、勾留延長に対してそれ ぞれ準抗告申立を行ったが却下されてしまった。

家裁送致~鑑別所

ようやく少年の捜査記録を閲覧謄写できた。そこには、「少年の所持品の付着物と被害女性の唾液のDNAが一致する」との鑑定書が綴られていた。捜査段階から鑑定書のようなものを見せられたと少年より聞き及

んでいたが、実際に鑑定書を読み、その信用性を争う方法を検討した。しかしDNA鑑定以外は被害女性の供述に不審な点があることもあり、悩みながら鑑別所へも毎日のように接見を繰り返し、打合せを重ねた。

しかし、少年・保護者は早期の解放を第一に望んでおり、争うことは、審理の長期化(=身体拘束の長期化)につながるおそれがあること、争っても無実となる保証はないこと等を説明し、何度も打ち合わせた結果、やむなく後ろ向きの決断をすることになった。

審判~処分結果

少年の情状事実を中心に主張することになった。 少年は真面目で家族を含めた周囲からの信頼も厚く, 学校・家族等の協力を容易に得ることが出来たため, 情状事実の主張立証は非常に充実し,申し分のない ものとなったと思う。

その結果, 試験観察となり, 試験観察中の生活態度も良好で, 被害者との示談が出来た結果, 少年は, 短期の保護観察処分となった。

結 語

初めて担当した少年事件が、全面的な否認事件で、 結果的に非行事実を認める選択をする等、通常の刑 事事件でも経験していない事を経験した。

その中で、捜査機関作成の証拠の信用性を検証する手段の無さ、人質司法の問題点等を痛感した。

もっとも、事件を通じて、ほぼ毎日、炎天下に汗だくになりながら氷川台の鑑別所に通い、私の尋常でない汗を「大丈夫っすか」と喜びながら心配してくれる少年と接見する中で、少年と信頼関係が築かれていくのを実感できた。

最後の審判期日が終わり、少年との別れ際、「頑張って」と握手した際、「先生も頑張ってください」と逆に励まされてしまった。これからも頑張ります。